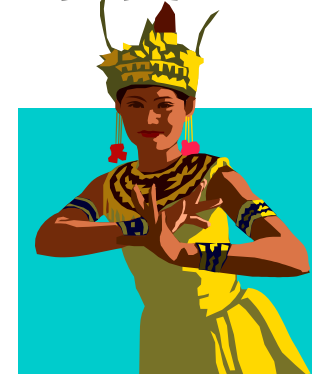


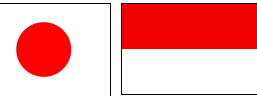
インドネシア労働法【最新版】の解説

雇用創出法による2003年労働法の変更





自己紹介



- 1975/4～1981/6 ヤマハ(株)入社 インドネシア工場立上支援部門
- 1981/6～1987/3 インドネシア工場生産課長 電子鍵盤楽器の組立生産
- 1987/3～1995/7 インドネシア工場長 電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化
- 1995/8～2005/3 帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト
- 2005/3～現在 ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立

インドネシア語翻訳・通訳

ジェットロ専門家

OBACアドバイザー

AOTSインドネシア経営者研修コース講師

一般社団法人日本インドネシアビジネス協会理事

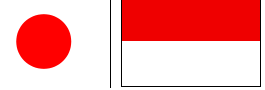
これまでの支援企業数は約100社
コロナ以前は毎月インドネシアに出張

現在はインドネシアからのニュースや政府発表を毎日インドネシア語でチェックしています。

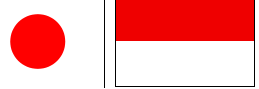
インドネシアとの
関わりも46年に
なりました。



セミナー要旨



- インドネシア労働法は2003年に制定され現在に至っています。
- インドネシアの労働法は労働者に手厚いことで有名でした。
- しかし、2020年に制定された雇用創出法(いわゆるオムニバス法)により多くの内容が変更され、この傾向も薄れて来ました。
- 本セミナーでは現地法人責任者として理解しておくべき規定と、雇用創出法により変更された規定、そして移行手順などについて解説します。



1. 2003年労働法の全体像
2. 2020年雇用創出法関連法案
3. 第08章 外国人労働者の雇用
4. 第09章 雇用関係
5. 第10章 保護、賃金および福祉
6. 第11章 労使関係
7. 第12章 雇用関係の終了(解雇)




1. 2003年労働法の全体像



第01章	一般規定
第02章	法令の基盤、基本原則、および目的
第03章	機会均等と平等取扱い
第04章	労働力計画と労働力情報
第05章	職業訓練
第06章	就職斡旋
第07章	雇用機会の拡大
第08章	外国人労働者の雇用
第09章	雇用関係
第10章	保護、賃金及び福祉
第11章	労使関係
第12章	雇用関係の終了(解雇)
第13章	指導開発
第14章	監督
第15章	調査
第16章	刑事犯罪の規定と行政罰
第17章	過渡期の規定
第18章	結びの規定

赤色: 本セミナーで解説


 PRESIDEN
 REPUBLIK INDONESIA
 UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA
 NOMOR 13 TAHUN 2003
 TENTANG
 KETENAGAKERJAAN
 DENGAN RAHMAT TUHAN YANG MAHA ESA
 PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA,

Menimbang: a. bahwa pembangunan nasional dilaksanakan dalam rangka pembangunan manusia Indonesia seluruhnya dan pembangunan masyarakat Indonesia seluruhnya untuk mewujudkan masyarakat yang sejahtera, adil, makmur, yang merata, baik materiil maupun spiritual berdasarkan Pancasila dan Undang-Undang Dasar Negara Republik Indonesia Tahun 1945;

b. bahwa dalam pelaksanaan pembangunan nasional, tenaga kerja mempunyai peranan dan kedudukan yang sangat penting sebagai pelaku dan tujuan pembangunan;

c. bahwa sesuai dengan peranan dan kedudukan tenaga kerja, diperlukan pembangunan ketenagakerjaan untuk meningkatkan kualitas tenaga kerja dan peransertanya dalam pembangunan serta peningkatan perlindungan tenaga kerja dan keluarganya sesuai dengan harkat dan martabat kemanusiaan;

d. bahwa perlindungan terhadap tenaga kerja dimaksudkan untuk menjamin hak-hak dasar pekerja/buruh dan menjamin kesamaan kesempatan serta perlakuan tanpa diskriminasi atas dasar apapun untuk mewujudkan kesejahteraan pekerja/buruh dan keluarganya dengan tetap memperhatikan perkembangan kemajuan dunia usaha;

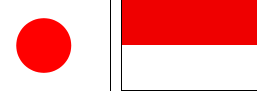
e. bahwa beberapa undang-undang di bidang ketenagakerjaan dipandang sudah tidak sesuai lagi dengan kebutuhan dan tuntutan pembangunan ketenagakerjaan, oleh karena itu perlu dicabut dan/atau ditarik kembali;

f. bahwa berdasarkan pertimbangan sebagaimana tersebut pada huruf a, b, c, d, dan e perlu membentuk Undang-undang tentang Ketenagakerjaan.

Mengingat: Pasal 5 ayat (1), Pasal 20 ayat (2), Pasal 27 ayat (2), Pasal 28, dan Pasal 33 ayat (1) Undang-Undang Dasar Negara Republik Indonesia Tahun 1945;



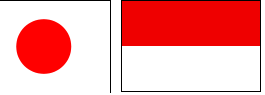
2. 2020年雇用創出法関連法案



法令番号	名称	制定日	2003年雇用法における主な変更点
政府法令 2021年34号	外国人労働者雇用	2021年 2月2日	<ul style="list-style-type: none">第42条: 雇用計画申請除外職種の拡大
政府法令 2021年35号	特定期間雇用契約、 外注、勤務時間、雇 用関係および休憩 時間、ならびに解雇	2021年 2月2日	<ul style="list-style-type: none">第59条: 期間契約雇用の期間と回数の変更第66条: 人材派遣の職種限定の廃止第78条: 残業等超過時間の1時間延長第156条: 退職手当の減額
政府法令 2021年36号	賃金	2021年 2月2日	<ul style="list-style-type: none">第89条: 州別・事業分野別最低賃金確定方法の廃止
政府法令 2021年37号	失業補償プログラム 運用	2021年 2月2日	国家社会保障制度に関する2004年法律40号 <ul style="list-style-type: none">第18条: 失業保障の追加



3. 第8章 外国人労働者の雇用



第8章42条:雇用主の条件

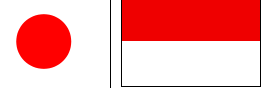
1. 外国人労働者を雇用する雇用主は、いずれも大臣または指名された政府高官からの書面の認可を持っていなければならない。
 - 外国人労働者雇用計画書(RPTKA)の承認を受けること
2. 個人の雇用主は、外国人労働者を雇用する事を禁止される。
 - 法人として雇用する。
3. 1項に述べる認可を持つ義務は、外交官及び領事館職員として外国人を使用する外国の代表機関に対しては適用されない。
 - 雇用創出法により以下のように適用されない範囲が拡大された。⇒RPTKAを新たに申請する時点から適用。
 - a. 取締役会またはコミサリス委員会のメンバー
 - b. 海外駐在員事務所職員
 - c. 外交官および領事館職員
 - d. 緊急対応、立ち上げ、出張、一定期間の調査、生産機械保守の外国人

第8章46条:役職の制限

1. 外国人労働者は人事または特定の役職を扱う役職または特定の役職に就くことを禁じられる。
 - 雇用創出法により削除された。⇒RPTKAを新たに申請する時点から適用。



4. 第9章 雇用関係 1/2



第9章54条:雇用契約の内容(雇用契約書)

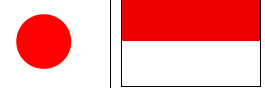
1. 書面による労働契約には、少なくとも次の事が記載しなくてはならない。
 - 会社の名称、所在地、業種
 - 労働者の氏名、性別、年齢、住所
 - 職種あるいは役職
 - 就業の場所
 - 賃金の金額と支払い方法
 - 経営者と労働者双方の権利と義務を記載した労働条件
 - 労働契約の開始日と有効期間
 - 労働契約作成の場所と日付
 - 労働契約の当事者双方の署名

第9章59条:期間契約

1. 本条項そのものは削除されたが、期間限定の雇用は以下のように変更された。
 - 変更前:1回目24ヶ月以下+2回目は1回目の期間以下+3回目は12ヶ月以下
 - 変更後:5年以下一回のみ⇒新規契約分から適用。



4. 第9章 雇用関係 2/2



第9章65条:派遣委託(内職などの請負委託契約)

1. 本条項そのものは削除された

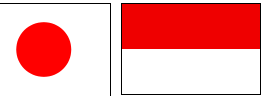
第9章66条:人材派遣

1. 本条項の活用については以下のように変更された。

- 変更前: 人材派遣会社 (Agent = Perusahaan Penyedia Jasa Pekerja) からの労働者は、派遣先会社の主要業務や、生産工程に直結する業務に使役されてはならない。但し、補助業務や、生産工程に直結しない業務を除く(運転手、守衛、清掃員、給仕など)。
- 変更後: 指定された期間の労働契約または不特定の期間の労働契約に基づく。⇒新規契約分から適用。



5. 第10章 保護、賃金及び福祉 1/2



第10章76条: 女性保護

1. 18才未満の女性労働者を23時から7時までの時間帯に労働させてはならない。

第10章77条: 労働時間

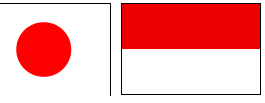
1. 週40時間は変わらないが表現が以下の様に変更された。
 - 変更前: 1日7時間、1週間に40時間、1週間に6日間、または1日8時間、1週間に40時間、1週間に5日間
 - 変更後: 1日8時間、1週間に40時間⇒実質的に変わらず。

第10章78条: 超過時間

1. 早出、残業の上限が引き上げられました。
 - 変更前: 時間外労働は、最高1日に3時間、1週間に14時間まで。
 - 変更後: 時間外労働は、最高1日に4時間、1週間に18時間まで。⇒即適用。



5. 第10章 保護、賃金及び福祉 2/2



第10章79条: 休憩および休暇

1. 休憩時間

- 休憩時間は、継続して4時間労働した後に少なくとも30分間とし、その休憩時間は労働時間に含まれない。

2. 休暇

- 年次休暇は、労働者が継続して12ヶ月労働した後、最低12日間とする。
- 6年間連続して同一企業に勤務した労働者には、少なくとも2ヶ月の長期休暇が与えられ、この取得に当たっては、7年目と8年目にそれぞれ1ヶ月ずつ取得できる。(メッカ巡礼のための便宜)

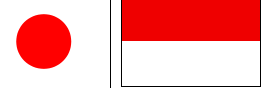
第10章89条: 最低賃金

1. この条項は削除され、88条賃金問題に集約された。

- 変更前: 最低賃金は、州／県／市の賃金審議会の提言を考慮して、州知事が定める。
- 変更後: 最低賃金は州単位で、前年度のその州のインフレ率＋経済成長率を賃上げ率として知事が定める。⇒即適用。



6. 第11章 労使関係



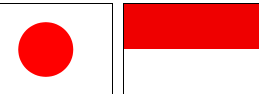
第11章103条: 労使関係

1. 労使関係は、以下を通じて実施される。

- 労働組合(企業内組合、労働組合連合/連盟)
 - 10人以上の労働者で一つの同一業種企業内組合を結成可能。
- 雇用主組織(インドネシア経営者組合APINDO他)
- 二者協議会(経営者、労働者/労働組合)
 - 50人以上の労働者を雇用している企業の義務。
- 三者協議会(経営者、労働者/労働組合、政府)
- 就業規則(労働組合結成前)
 - 10人以上の労働者を雇用する企業、ならびに全ての外資企業の義務。
- 労働協約(労働組合結成後)
- 労働関係法規
- 労使関係紛争解決機関



7. 第12章 雇用関係の終了(解雇)

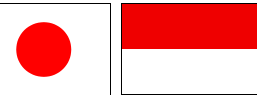


第12章156条:退職手当

出展: MUFG BizBuddy 2021/5/29

1. 退職手当ならびに功労金は以下の様に変更される。⇒労使間での合意後に適用。

勤続年数	2003年労働法				2021年オムニバス法			
	a.退職手当 × 2倍	b.功労金 × 1倍	損失補填金 (a+b) × 15%	支払月数	退職手当 × 1.5倍	功労金 × 1倍	損失補填金 廃止	支払月数
1年	1	0	0.30	2.30	1	0	0	1.75
2年	2	0	0.60	4.60	2	0	0	3.50
3年	3	0	0.90	6.90	3	0	0	5.25
4年	4	2	1.50	11.50	4	2	0	9.00
5年	5	2	1.80	13.80	5	2	0	10.75
6年	6	2	2.10	16.10	6	2	0	12.50
7年	7	3	2.55	19.55	7	3	0	15.25
8年	8	3	2.85	21.85	8	3	0	17.00
9年	9	3	3.15	24.15	9	3	0	18.75
10年~12年	9	4	3.30	25.30	9	4	0	19.75
13年~15年	9	5	3.45	26.45	9	5	0	20.75
16年~18年	9	6	3.60	27.60	9	6	0	21.75
19年~21年	9	7	3.75	28.75	9	7	0	22.75
22年~23年	9	8	3.90	29.90	9	8	0	23.75
24年~	9	9	4.20	32.20	9	9	0	25.75



インドネシア進出手順要点解説 <http://www.hmkt.jp/>

- インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイト

インドネシア最新情報ブログ <http://blog.livedoor.jp/kojindonesia/>

- あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介

インドネシアビジネスセミナー <https://abji.hamazo.tv/c724863.html>

- 四半期毎に開催される一般社団法人日本インドネシアビジネス協会の会員セミナー
- 非会員でもオンライン参加が可能
- 2021年度テーマ
 - 3月: インドネシア人材の受け入れ制度大解剖
 - 6月: インドネシアに進出して成功している企業の共通項
 - 9月: インドネシアと日本の新しい関係
 - 11月: インドネシアでのビジネス交渉術

インドネシア進出ハンドブック

- あらゆる進出形態での事業開始から撤退までのステップを詳細スケジュールと資料で解説
- 45年間のインドネシア事業で得た全ての知見を掲載
- セミナー参加者には無料で全資料をダウンロード頂けます
- ご希望の方はアンケート用紙にご記入下さい
- 本文だけのPDFファイルは<http://www.hmkt.jp/handbook.pdf>からダウンロード出来ます。



ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です